

地方公共団体における入札監視委員会等
第三者機関の運営マニュアル

平成19年3月

目 次

・本マニュアルの目的.....	1
・入札監視委員会等の第三者機関とは何ですか。.....	1
・第三者機関の制度的な位置づけはどうなっていますか。.....	1
・市区町村における第三者機関の設置状況はどうなっていますか。.....	2
・第三者機関はどのような機能を果たしますか。.....	3
・第三者機関の設置に当たって留意すべき基本的事項は何ですか。.....	4
・第三者機関を設置するためにはどのような準備が必要ですか。.....	4
・第三者機関の開催頻度や審議件数はどうしたらいいですか。.....	6
・第三者機関の調査・審議の対象項目はどうしたらいいですか。.....	7
・意見具申について制約はありますか。具申された意見に対してどのような 対応をすべきですか。.....	8
・総合評価方式の実施等に関する意見聴取の場として第三者機関を活用する ことができますか。.....	9
・発注者が単独で第三者機関を設置できない場合、どのような対応が可能で るか。.....	10
・小規模市町村における第三者機関の設置例を教えてください。.....	11
・小規模市町村における入札監視委員会規則の例を教えてください。.....	12

本マニュアルの目的

公共工事の発注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律127号。以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことが求められていますが、現状では、未だ9割以上の市区町村が、入札及び契約の公正性・透明性の監視や苦情の適切な処理のための第三者機関の設置を行っておらず、このような状態を早急に改善する必要があります。

このため、本マニュアルは、まだ第三者機関を設置していない市区町村に対して第三者機関の設置を促進するために、入札監視委員会等の第三者機関を設置・運営するに当たっての基本的な考え方、手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルとして作成されたものです。

入札監視委員会等の第三者機関とは何ですか。

- ・入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効です。このために各発注者が設置するものが第三者機関(一般的には「入札監視委員会」等の呼称で設置されている。)であり、競争参加資格の設定・確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等を行います。

第三者機関の制度的な位置づけはどうなっていますか。

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成13年度から施行されている入札契約適正化法においては、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保をそれぞれ推進することとされています。
- ・このうち、透明性の確保に当たっては、入札契約適正化法により義務付けら

れた情報の公表を行うとともに、同法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定(改正)。以下「適正化指針」という。)により、入札及び契約の過程・契約内容の情報の公表に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に対して求められています。

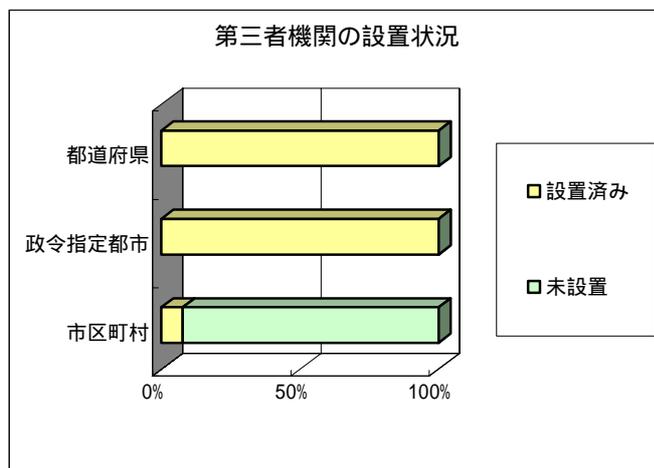
- ・第三者機関は、この適正化指針によりその設置・活用が求められているものです。

地方公共団体における第三者機関の設置状況はどうなっていますか。

- ・都道府県、政令指定都市においては既に全ての団体で設置されているものの、市区町村においては未だ9割以上の団体で設置が行われていない状況です。

【参考：地方公共団体における第三者機関の設置状況】(平成18年4月1日現在)

	設置済み	未設置
都道府県	47 100.0%	0 0.0%
政令指定都市	15 100.0%	0 0.0%
市区町村	140 7.7%	1688 92.3%
計	202 10.7%	1688 89.3%



第三者機関はどのような機能を果たしますか。

- ・この第三者機関において求められる基本的な役割は、以下の通りです。
 - 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
 - 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。
 - 上記の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、発注者に対して意見の具申を行うこと。
- ・また、総合評価の実施に当たり、手続の公正性・透明性を確保する観点から、総合評価方式の採用、落札基準及び落札者の決定の際に行う学識経験者への意見聴取（地方自治法施行令第167条の10の2第4項）の場としても、活用することが可能です。

（参考）地方自治法施行令第167条の10の2第4項

「普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」

第三者機関の設置に当たって留意すべき基本的事項は何ですか。

- ・ 第三者機関の設置又は運営要領について、各発注者において明確に定め公表するとともに、第三者機関の活動状況について、審議の議事の概要その他必要な資料を公表することにより、透明性の確保を図ることが必要です。

第三者機関を設置するためにはどのような準備が必要ですか。

設置・運営に関する規定等の制定

設置・運営に関する規定等については、予算・組織の措置が必要となること、第三者機関の設置・運営自体の透明性を確保しなければならないこと等を勘案の上、適切に定めることが必要です。

予算の確保

第三者機関の運営に係る費用としては、委員の委嘱に要する謝金・旅費、資料等の調製に要する印刷製本費、会場設営に要する会場借上費等を計上することが必要です。費用については、委員の委嘱に要する費用に関する各団体の設定単価や、開催回数、審議件数、1案件ごとに作成する資料の量等により大きく変動するものと考えられますが、適切な委員会運営のためには、計画的な予算確保が必要です。

委員の選任

第三者機関の委員の選任に当たっては、より幅広い視点からの調査・審議を受けることで、発注者の恣意性を排除し、入札及び契約の透明性の向上等を図ることが適当であることから、様々な分野の学識経験者をバランスよく選任することが望ましいと考えられます。また、その選任過程もより透明な手続によることが必要です。さらに、公正・中立の立場である者を選任する必要があり、建設会社の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者を選任することは好ましくありません。また、当該発注者の地域内に適当な人材が確保できない場合は、近隣地域から委員を選任することも検討すべきです。

【現状の分析】(平成18年4月1日現在)

設置・運営に関する規定等の制定

設置済み団体のうち、都道府県の8割、全ての政令指定都市、市区町村の6割の団体で、内規・通達により第三者機関が設置されています。一方、都道府県の2割(10団体)、市区町村の4割(51団体)の団体では、条例・規則により設置しています。

予算の確保

年間運営費は、設置済み団体のうち、市区町村では20万円未満が8割(98団体)、40万円未満までを含めると9割(117団体)を占めています。

委員の選任

委員の構成

都道府県・政令指定都市・市区町村のいずれにおいても、法律・経済の専門家である弁護士、公認会計士・税理士、大学教授等や公共工事に係る技術分野の専門家である大学教授等を選任している団体が多い状況です。

弁護士：46 都道府県、13 政令指定都市、77 市区町村

公認会計士・税理士：27 都道府県、11 政令指定都市、55 市区町村

大学教授等(法律・経済系)：34 都道府県、11 政令指定都市、53 市区町村

大学教授等(工学系)：37 都道府県、7 政令指定都市、40 市区町村

このほか、市区町村においては、民間企業経営者等や公募による地域住民代表を委員として選任している団体もあります。

民間企業経営者等：13 団体、公募による地域住民代表：5 団体

委員の数

都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、委員の構成数を5名としている団体が最も多い状況です。(都道府県の7割弱(31 団体)、政令指定都市の8割(12 団体)、市区町村の3割強(45 団体))

ただし、市区町村においては、3名としている団体も3割弱(35 団体)あり、5名未満としている団体数は4割強(58 団体)を占めている状況です。

委員の数については、多様な意見の聴取が期待できるため、可能であれば多数であることが望ましいですが、市区町村の実態を見ると、3名又は5名が一つの目安となっています。

委員の選任方法、選任基準の策定状況

委員の選任方法については、設置済み団体のうち、都道府県の7割、政令指定都市・市区町村とも6割の団体で行政が個別委嘱等に基づき選任しています。

また、選任基準については、都道府県・政令指定都市の9割、市区町村の7割の団体で、具体的な基準が定められていません。

第三者機関の開催頻度や審議件数はどうしたらいいですか。

- ・開催頻度については、費用、事務量等を勘案しつつ、適切に開催することが望まれます。発注件数の少ない団体においては当然に委員会開催回数は少なくなるものと考えられますが、規模の大きい発注があった場合には随時審議を行うことが望ましいと考えられます。
- ・審議件数については、費用、事務量等を勘案しつつ、可能な限り多数の案件を審議に付すことが望まれます。特に、審議案件の抽出方法については、入札・契約方式別（一般競争入札・指名競争入札・随意契約等）に複数抽出して審議の対象とすること、予め第三者機関が抽出方法を定めるとともに、第三者機関が抽出を行うこととし、発注者が審議対象案件を指定しないこと、抽出の対象となりうる案件については、特に明確な理由がない限り全ての発注案件を対象とすべきであり、一律の基準による限定はしないこと、が適切です。

【現状の分析】（平成 18 年 4 月 1 日現在）

設置・運営要領等により規定されている年間の審議回数は、設置済みの都道府県・政令指定都市においては年 4 回としている団体が最も多い状況です（都道府県 20 団体、政令指定都市 6 団体）。一方、市区町村においては年 2 回の開催とする団体が 4 割（49 団体）を占め、次いで随時開催が 3 割（35 団体）、年 4 回の開催が 2 割（23 団体）となっています。

また、平成 17 年度の開催実績を見ると、都道府県では年 4 回の開催が設置済みの団体の 4 割（19 団体）、年 2 回の開催が 2 割（9 団体）、政令指定都市では年 4 回と年 2 回がそれぞれ 3 分の 1（5 団体）となっています。一方で市区町村では、年 2 回の開催とする団体が 3 割（35 団体）を占め、次いで年 4 回の開催が 2 割（23 団体）となっています。

第三者機関の調査・審議の対象項目はどうしたらいいですか。

- ・ 第三者機関においては、可能な限り幅広い観点から審議がなされることが望ましいですが、少なくとも、適正化指針に掲げられた一般競争参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名の経緯のほか、一般競争入札において競争参加資格を認められなかった者がある場合の参加資格を認めなかった理由、公募型指名競争入札において指名されなかった者がある場合の指名しなかった理由、随意契約における見積依頼の相手方の決定経緯、随意契約を行った理由、低入札価格調査を行った場合の調査の経緯等については審議対象とすることが適当です。
- ・ 適正化指針においては、審議に際して、第三者機関に対し、入札及び契約手続の運用状況についての報告が求められているところであり、具体的には、入札・契約方式別の発注案件の一覧、指名停止措置等の運用状況の一覧、談合情報等の対応状況の資料により報告することが望ましいです。
- ・ 総合評価方式の採用、落札基準及び落札者の決定を審議することもできます。但し、この場合においては総合評価方式の実施件数が多く、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受ける等のために設置された第三者機関では対応し切れないような場合も想定され、その場合には、総合評価方式の意見聴取の場を別途設置することが望ましいと考えられます。
- ・ 談合情報への対応については、当該機関が警察や公正取引委員会等とは異なり刑法の談合罪や独占禁止法違反事案に係る調査を行う専門組織ではなく、かつ強制捜査権も持たないため、その調査に限界があること、違法行為の認定を行う権限を持たない機関であることに留意した上で適切に運営する必要があります。

【現状の分析】(平成 18 年 4 月 1 日現在)

審議の対象項目としては、指名方法(都道府県 40 団体、政令指定都市 13 団体、市区町村 99 団体)、一般競争入札における競争参加資格の決定方法(都道府県 37 団体、政令指定都市 11 団体、市区町村 69 団体)、随意契約における見積依頼の相手方の決定方法(都道府県 32 団体、政令指定都市 13 団体、市区町村 68 団体)、入札制度の提言(都道府県 32 団体、政令指定都市 9 団体、市区町村 85 団体)が多い状況です。

意見具申について制約はありますか。具申された意見に対してどのような対応をすべきですか。

- ・ 第三者機関からの意見具申は、当然自由に行われるものであることは言うまでもありませんが、発注者は、審議に際しての質疑に真摯に回答することは当然の責務であり、具申された意見に対しては、可能な限り、速やかにかつ誠実に対応すべきです。

【現状の分析】(平成 18 年 4 月 1 日現在)

平成 17 年度実績を見ると、具申された意見の内容としては、入札制度の適正な運用に係るものが都道府県・政令指定都市・市区町村を通じて最も多く、次いで業者選定方法の適正な運用に係る事項、談合情報への適切な対応に係る事項、不正行為の排除に係る事項、の順となっています。

意見具申がなされた発注者についての対応を見ると、入札方式、業者選定方法等の入札契約制度の運用に係る改善を行った団体が最も多く、次いで研修等の実施、担当者等への周知徹底を行った団体が多い状況です。

総合評価方式の実施等に関する意見聴取の場として第三者機関を活用することができますか。

- ・できます。但し、以下の点に留意して下さい。

総合評価における2人以上の学識経験者からの意見聴取は、業者の施工能力評価の恣意性を排除する観点から地方自治法施行令において定められている手続であり、その審議内容については適切に公開すべきです。（なお、学識経験者の意見聴取手続については、現在、総務省において、客観性を確保しつつ、簡素化する方向で検討中です。）

少なくとも1名は建設工事に関する専門的・技術的知識を有する人材を委員として選任することが求められます。

処理すべき個別案件が多数に及ぶ場合等においては、第三者機関が個別案件に関し柔軟に対応することが必要であり、電話やEメール等を活用するなど、できるだけ簡略化した手法を用いることにより事務処理の簡素化を図ることが望ましいと考えられます。

発注者が単独で第三者機関を設置できない場合、どのような対応が可能ですか。

- ・適正化指針にあるとおり、第三者機関は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する上で非常に重要な役割を果たしています。第三者機関の設置に当たっては、各発注者ごとの設置を基本としますが、規模の小さい市町村においては必ずしも効率的でない場合もありますので、状況に応じて、地方自治法第195条に規定する監査委員など既存組織の活用や第三者機関の共同設置が考えられます。

監査委員

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者です。地方公共団体によっては、監査委員がいわゆる工事監査を実施し、建設工事についてのある程度の識見を有することが期待できることから、その積極的な活用を図ることが可能です。建設工事に関する専門的知見を補足する必要がある場合には、監査委員に加え、大学や工業高等専門学校教職員の加えることも考えられます。

【現状の分析】

監査委員など既存組織を活用している市区町村は、44団体（平成18年4月1日現在）に上っており、これは第三者機関を設置している市区町村の3割強に当たります。

地方公共団体による共同設置

上・下水道事業の運営に関し一部事務組合を設置して一定の行政事務を共同で処理している場合等協力関係の強い市町村においては、第三者機関を共同で設置することが考えられます。この場合、入札関係事務の処理が各市町村の個別の事情に強く配慮する必要性が高いことに鑑み、

- ・一の市町村に関する案件の審議は各々分離して行うこと
 - ・委員会の構成について、共同設置の構成員となる各市町村から推薦を受けた委員を少なくとも1名は関与させること
- 等の工夫が必要になると考えられます。

小規模市町村における第三者機関の設置例を教えてください。

【小規模地方公共団体における第三者機関設置例】

	委員構成	開催状況	所掌事務	公表
通常のケース (単独設置)	A市 大学助教授、 大学講師、税理 士事務所所長の 合計3名	年6回開催	・入札及び契約手続の運用状況等について 報告聴取。 ・入札及び契約手続について審議。 ・入札手続等の改善策の進捗状況監理。 ・上記に不適切な点がある場合の意見具申。	会議名、開催日時、開催場所、議題、出席者氏名、会議の内容及び結論を記載し、簡潔にまとめたものをホームページ上にて公表。
	B市 大学教授、弁護士、 公認会計士の 合計3名	おおむね半期に一度のペース で開催。苦情処理については 必要に応じ別途開催。	・入札及び契約手続の運用状況等。 ・入札参加資格等に関する再苦情処理。	会議名、開催日時、開催場所、議題、出席者氏名、会議の内容及び結論を記載し、簡潔にまとめたものをホームページ上にて公表。
	C市 弁護士3名	おおむね半期に一度のペース で開催。	・入札及び契約手続の運用状況等について 報告聴取。 ・入札及び契約手続について審議。 ・入札参加資格等に関する再苦情処理。 ・入札及び契約事務への不当な要求等を 排除するための調査・審査。	会議名、開催日時、開催場所、議題、出席者氏名、会議の内容及び結論を記載し、簡潔にまとめたものをホームページ上にて公表。
既存の監査委員 を活用した ケース	D市 公認会計士2名、 市議会議員2名 の合計4名	おおむね半期に一度のペース (年2回)で開催。	・入札方式の適用 ・一般競争入札(制限付一般競争入札等を含む)における競争参加資格の決定方法 ・一般競争入札(制限付一般競争入札等を含む)における競争参加希望者の競争参加資格の認定方法 ・指名競争入札における競争参加者の指名方法 ・随意契約における見積依頼の相手方の決定方法 ・指名停止の運用	会議名、監査目標、監査対象、監査実施日、監査を実施した委員、監査実施の経過(対象工事、監査要点、監査手続)、監査の結果を簡潔にまとめたものをホームページ上にて公表。
	E町 民間企業出身者 1名、町議会議員 1名の合計2名	おおむね半期に一度(4月、12 月)のペースで開催。	・入札方式の適用 ・指名競争入札における競争参加者の指名方法 ・随意契約における見積依頼の相手方の決定方法 ・指名停止の運用 ・談合調査等 ・入札制度の提言等	会議内容は、閲覧形式で公開。

小規模市町村における入札監視委員会規則の例を教えてください。

【小規模地方公共団体における入札監視委員会規則例】

1. 通常のケース

(趣旨)

第 1 条 条例第 条の規定に基づき、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事のうち、委員会が無作為に抽出したのものに関し、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 入札・契約事務への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための調査及び審査を行うこと。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、公表する。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、市長から再苦情の申立てに関する審議の依頼があったときは、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね60日以内に行うものとする。

(不当な要求及び圧力の排除)

第7条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、市長から不当な要求及び圧力についての通知又は要望等の報告を受けたときは、その内容について審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、その結果を市長に報告する。この場合において、必要と認めるときは、意見書を作成する。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約業務に係る調査及び研究に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

2. 既存の監査委員を活用したケース

市監査基準

[以下の内容を監査基準に追加]

(監査)

第 条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査(法第 199 条第 4 項の規定による監査)

毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて、次の事項について行うもの

ア 市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

イ 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

ウ 必要に応じ、市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するもの

(入札監視)

第 条 監査委員は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、透明性の確保と公正な競争の促進を図るため、次に掲げる事務を行う。

(1) 市が発注した建設工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

(2) 市が発注した建設工事のうち、抽出し又は指定したものに關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札、随意契約に係る指名の理由及び経緯等について審査を行うこと。

(3) 前 2 号に規定する事務に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対し意見の具申を行うこと。

(4) 市が発注した建設工事の一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情処理を行い、市長に報告すること。

2 会議の開催については、次に掲げるものとする。

(1) 前項第 1 号及び第 2 号の事務に係る会議(「定例会議」という。)は、毎年度 4 月、12 月に開催する。

(2) 前項第 4 号の事務に係る会議(「再苦情処理会議」という。)は、再苦情処理の必要に応じ開催する。

(3) 前 2 号に規定する会議は、非公開とし、議事の概要等はこれを公表する。